

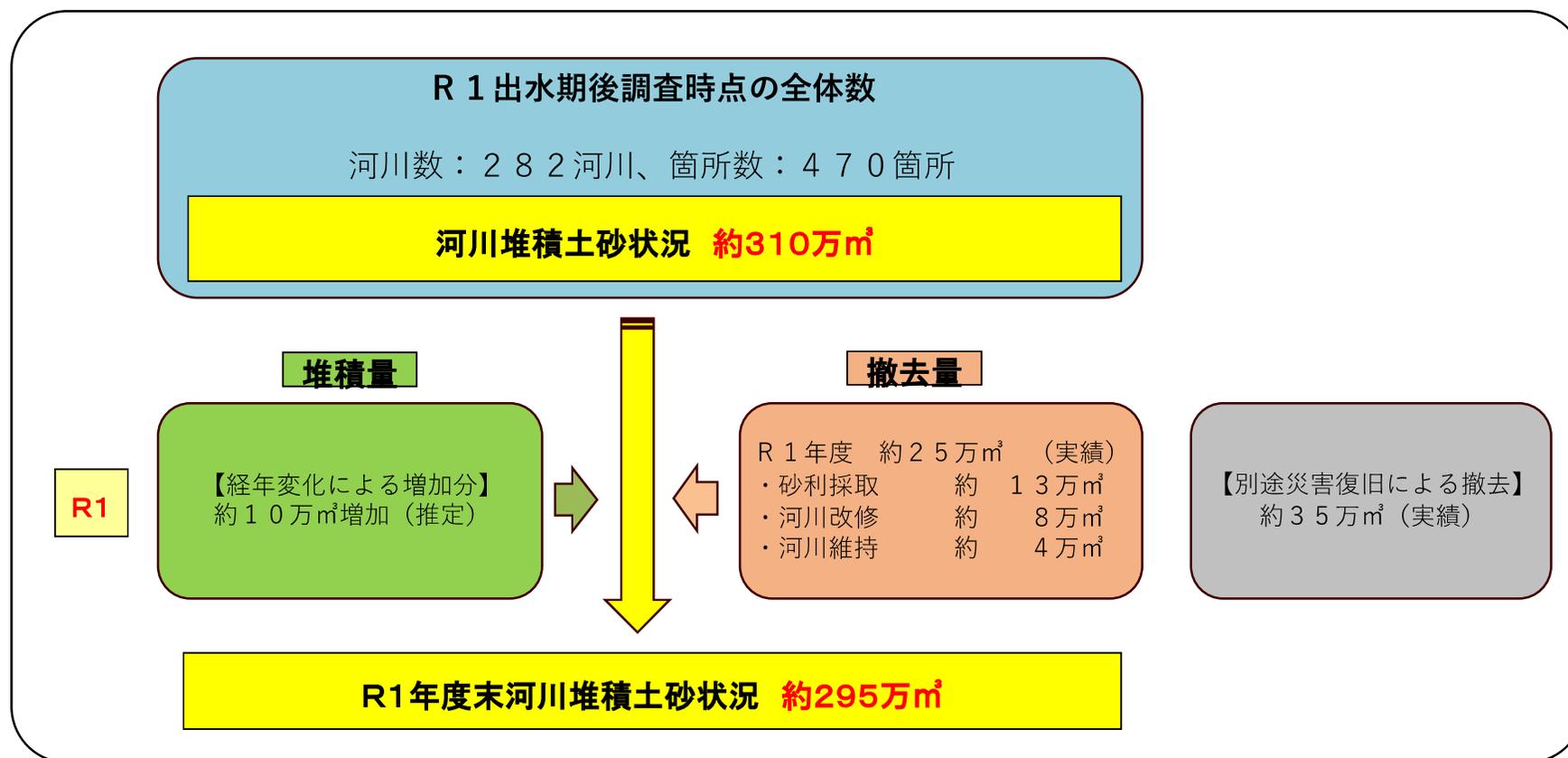
(3) 河川堆積土砂撤去の推進について

① 河川堆積土砂の現状

令和元年の出水期後の11月に河川の堆積土量を再調査した結果、堆積土量は約310万 m^3 。

令和元年度に河川事業や砂利採取にて約25万 m^3 を撤去したため、令和元年度末における堆積土量は、約295万 m^3 となっています。

なお、台風や豪雨などに伴い新たに堆積した約35万 m^3 は、別途、災害復旧事業にて撤去しています。

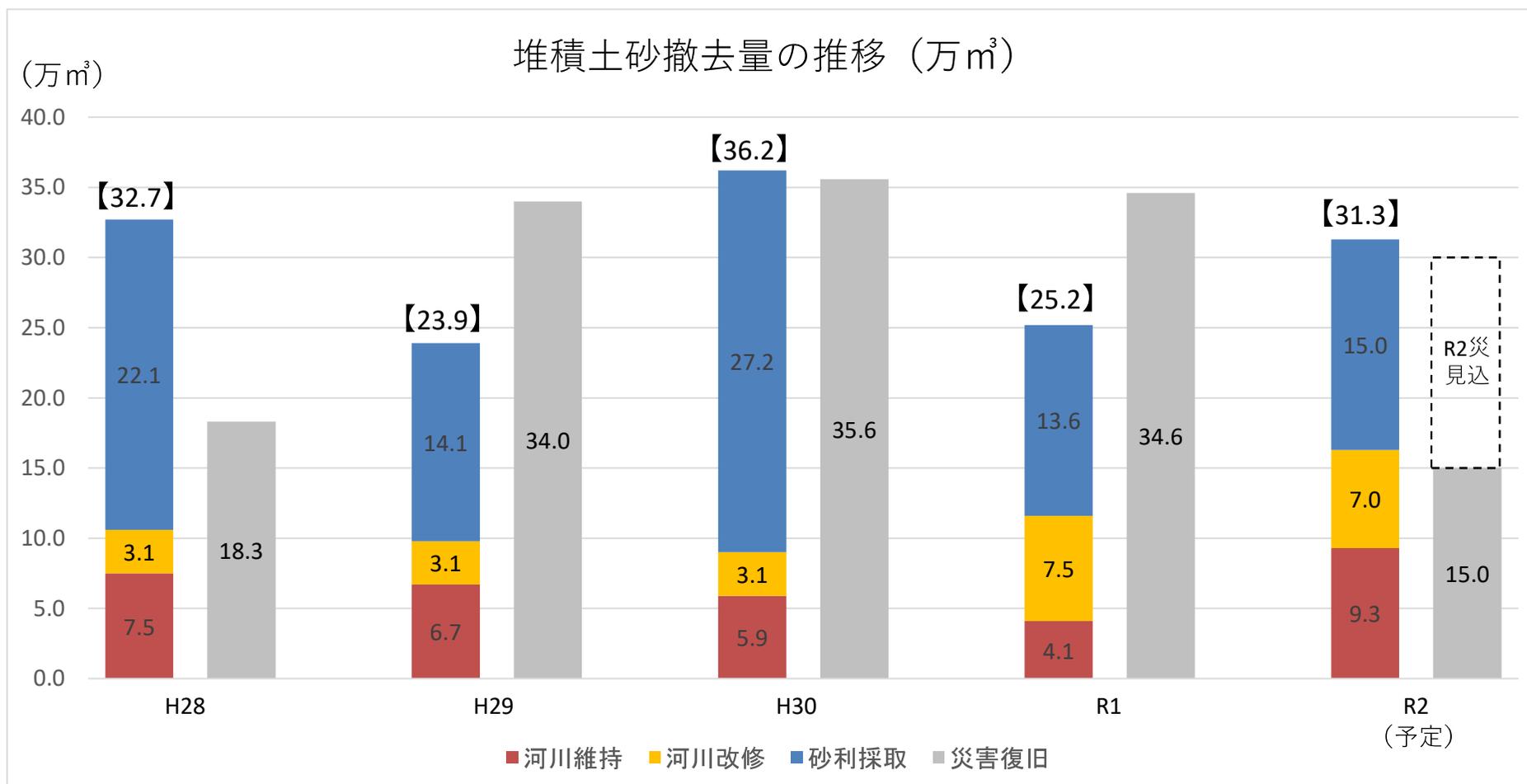


② 撤去の取組状況

ア 堆積土砂撤去量の推移

経年的に堆積する土砂については河川維持事業や河川改修事業により撤去を行うとともに、砂利採取制度の活用と併せて全体堆積土量の縮減に努めています。

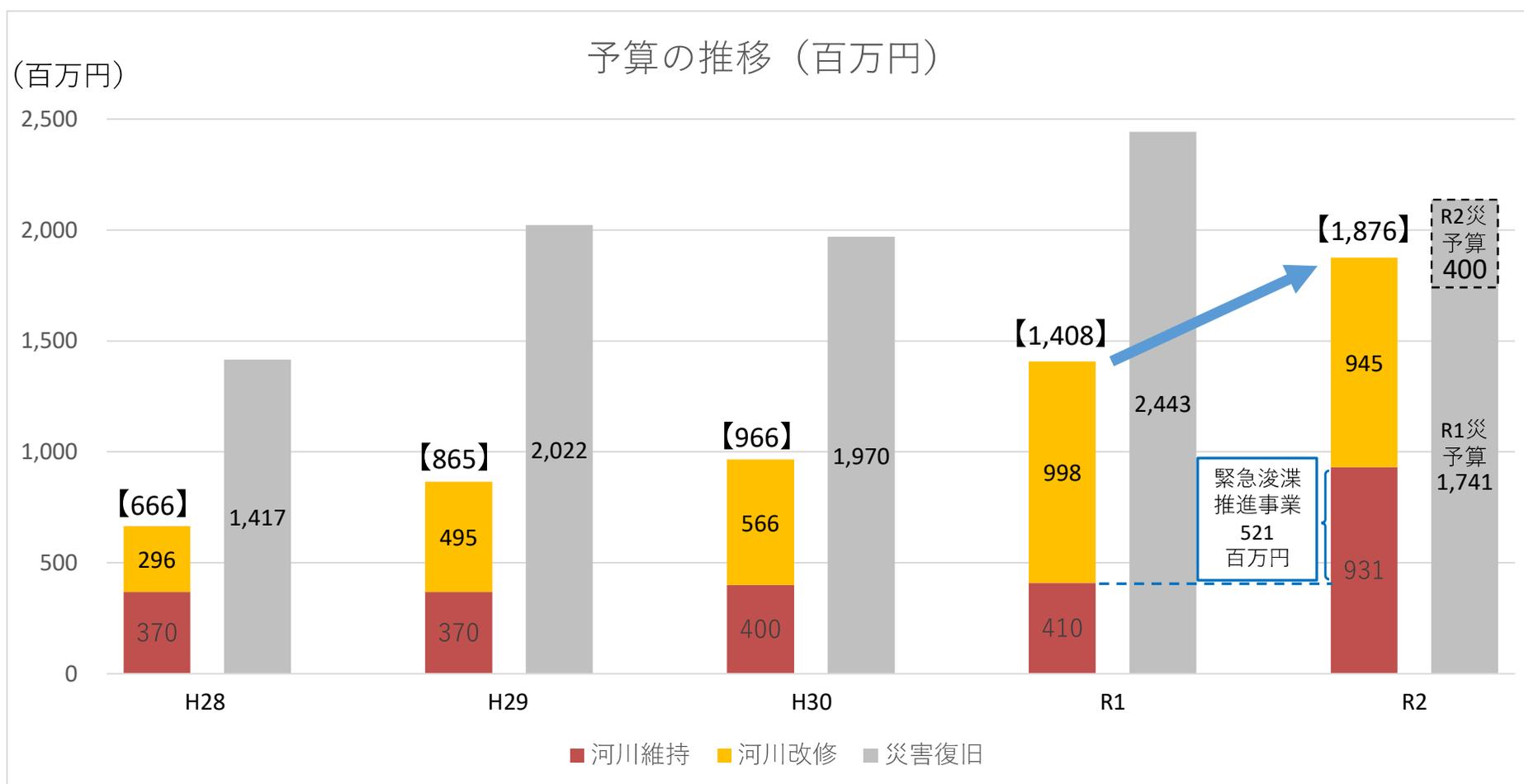
台風や豪雨などに伴い新たに堆積した土砂は、別途、災害復旧事業にて撤去しています。



② 撤去の取組状況

イ 予算の推移

堆積土砂撤去を進めるため、河川維持事業や河川改修事業の予算確保に努めています。令和2年度当初予算については、新たに創設された**緊急浚渫推進事業**を積極的に活用し、大幅に予算を増額しています。



③ 緊急浚渫推進事業

河川堆積土砂撤去を進めていくためには、引き続き確実な予算の確保が重要です。

令和2年度に新たに創設された**緊急浚渫推進事業**は、財政的に有利な起債であることから、この事業債を最大限活用し、引き続き予算の確保に努めます。

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業
各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫
※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度
令和2～6年度（5年間）

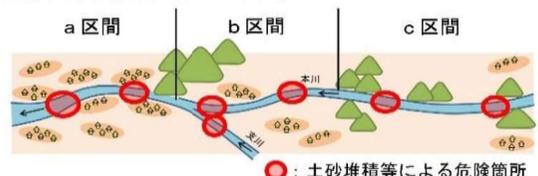
3. 地方財政措置
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費
900億円（令和2年度）
※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

【参考】
一般単独事業債
充当率：90% 交付税措置：なし
※河川の一定計画に基づく浚渫

<参考> 河川の浚渫の例
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区分区分（イメージ）】



【危険度の区分】
a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

出典：総務省ホームページ

④ 砂利採取による撤去

河川堆積土砂の撤去量の拡大を図るため、「河川堆積土砂撤去方針」を策定し、砂利採取による堆積土砂の撤去を進めています。

また、採取時の負担を軽減することで採取の促進につなげるため、県による**砂利採取促進策**を展開しています。

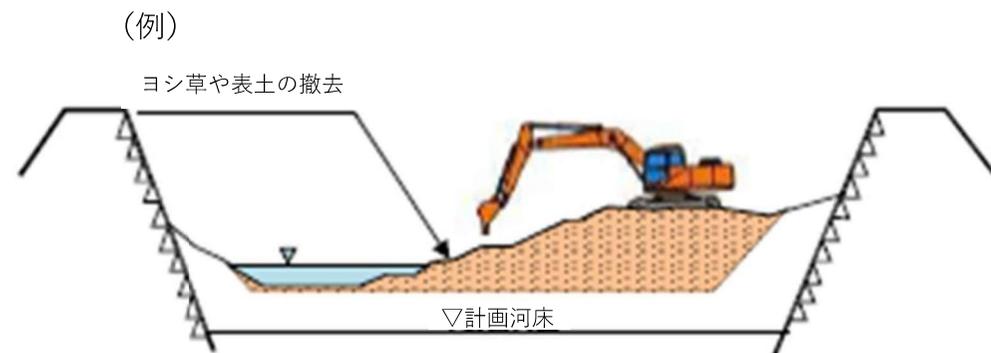
○河川堆積土砂撤去方針（H20～）

河川内に堆積した土砂の撤去量拡大ならびに資源の有効活用を図ることを目的として、「河川堆積土砂撤去方針」を策定

- ・砂利採取組合による撤去
- ・適用期間：令和2年4月から令和5年3月まで（3年毎に延伸）

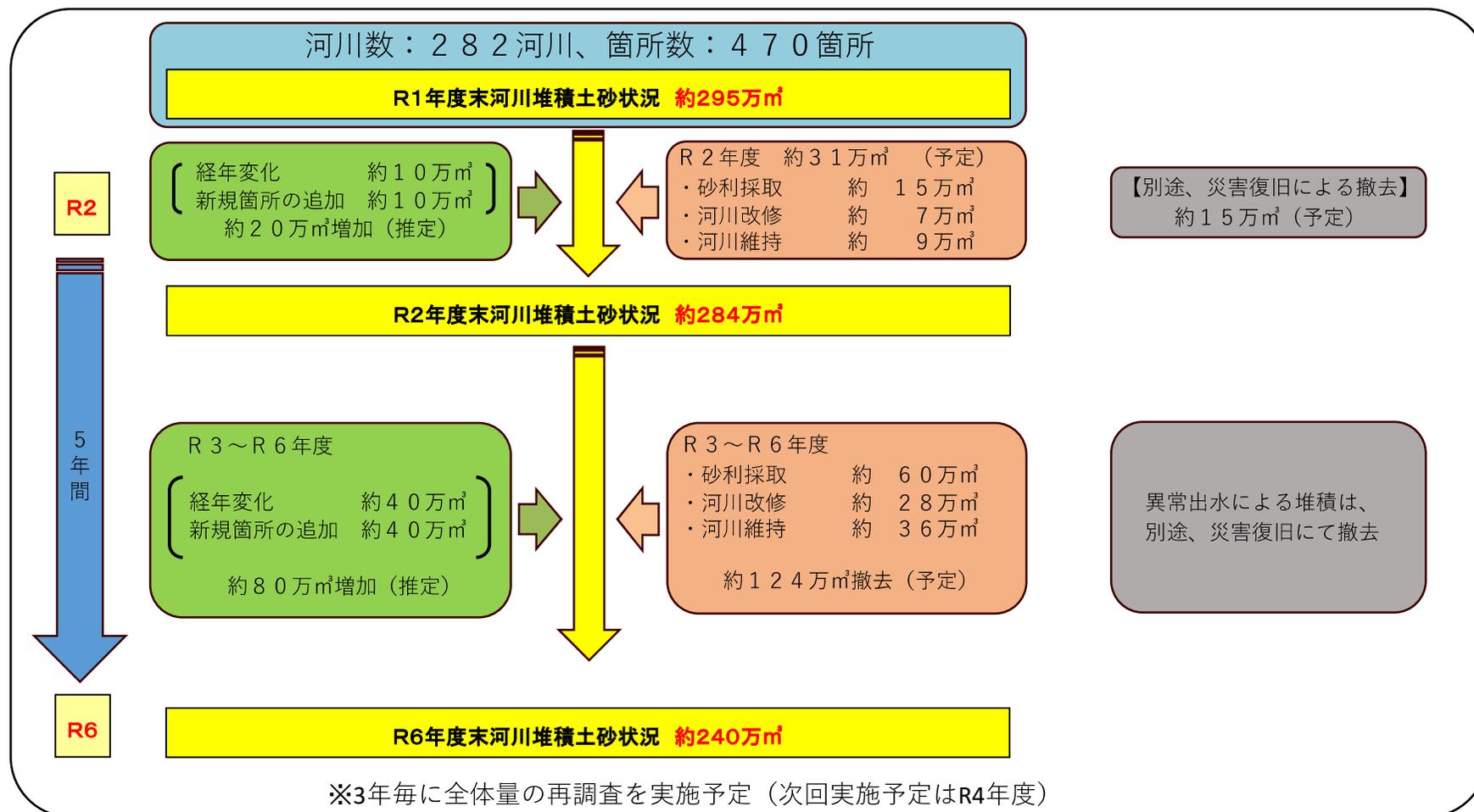
○砂利採取促進策（H21～）

- ・県によるヨシ草や表土の除去
- ・県による試掘調査
- ・県による事前測量
- ・県が掘削して河川区域内に仮置きした土砂を、砂利採取組合が採取（仮置採取）



⑤ 撤去計画

令和2年度に新たに創設された緊急浚渫推進事業や砂利採取の活用により今後も引き続き撤去を進めます。また、台風などにより新たに堆積した土砂は別途災害復旧事業により撤去します。今後の5年間で、約155万 m^3 の土砂を撤去していきます。

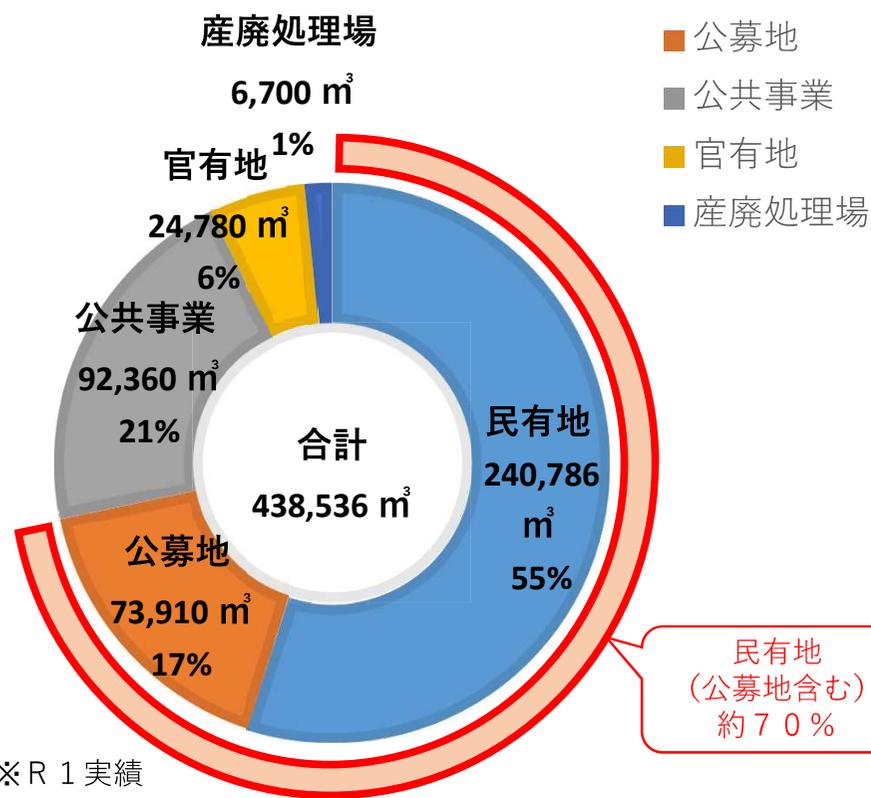


⑥ 残土処分地の確保

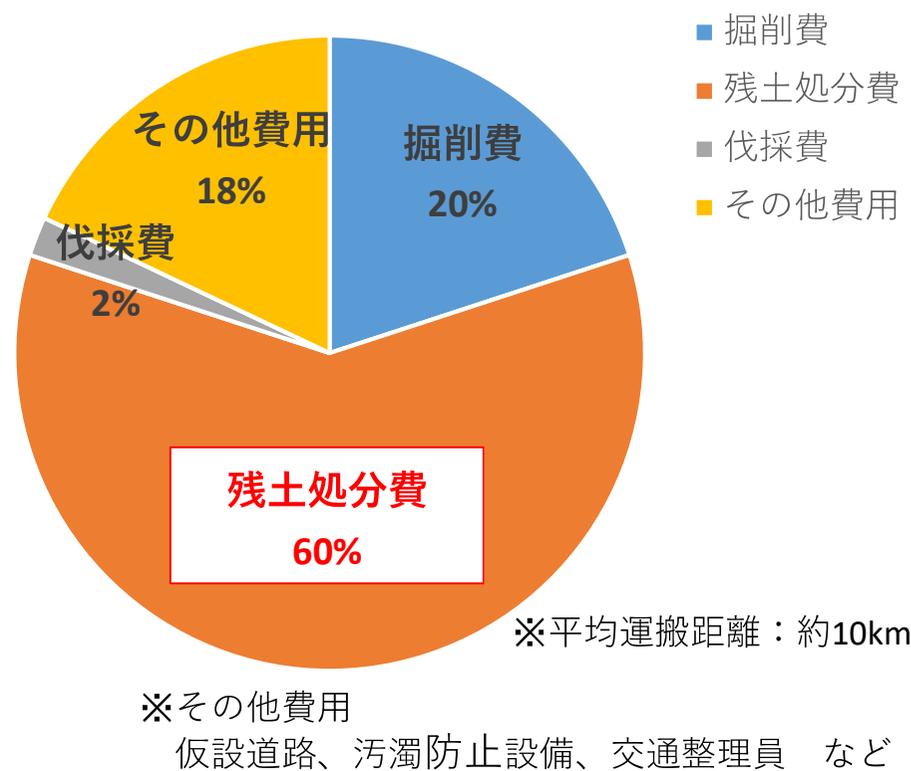
河川堆積土砂の撤去については、処分先の確保が不可欠です。処分先については、公共事業や官有地を優先して処分しているものの、約70%が地域の協力により得られた民有地へ処分を行っている状況です。また、工事費用のうち、土砂運搬など残土処分に要する費用が、工事費の約60%を占めており、効率良く撤去するためには、工事箇所近辺での処分地確保が重要であることから、今後の安定した処分地の確保に向けて、引き続き、地域の協力が必要です。

(R2年度実施箇所に対する残土処分地は、概ね確保済)

【残土処分地の割合】



【工事費の内訳】



⑦ 砂利採取の更なる促進

撤去量の拡大を図るためには、財政的に有利であり、処分地が不要となる砂利採取制度の活用が重要であるものの、河川の状況や運搬距離などから、多くの河川で採取が進んでいない状況です。

このことから、砂利採取組合の負担軽減に向けた「**促進策の拡充**」や「**制度の緩和**」を検討し、更なる撤去量の拡大に向けて取り組めます。

促進策の拡充



砂利採取組合と意見交換を行いながら、
新たな促進策の追加を検討

制度の緩和



撤去方針の**適用期間の拡大**や**採取料の緩和**など
を検討